

**教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員
の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見）**

学校人事課

1 概要

平成28年第6回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成28年11月21日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」案の概要

「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」案は、平成28年10月の人事委員会の給与勧告並びに国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める議案

【改正案の内容】

- ①月例給の公民較差を踏まえ給料表を引上げ改定する。※若年層に重点を置いて引上げ改定
- ②期末・勤勉手当の公民較差を踏まえ勤勉手当の支給割合を引き上げる。※0.1月分引上げ
- ③扶養手当について、扶養親族毎の支給額を見直す。

※適用日 ①平成28年4月1日 ②平成28年12月1日 ③平成29年4月1日

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、平成28年10月の人事委員会の給与勧告並びに国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮した上で改正するものであることから、異議がない旨を回答した。